

議案第20号

令和3年度幕別町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

令和3年度幕別町の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		17,385	675	16,710
	1 使用料	17,385	675	16,710
3 繰入金		51,056	27	51,083
	2 他会計繰入金	50,201	27	50,228
4 繰越金		687	814	1,501
	1 繰越金	687	814	1,501
5 町債		17,800	400	17,400
	1 町債	17,800	400	17,400
歳入	合計	86,940	234	86,706

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,566	209	2,357
	1 総務管理費	2,566	209	2,357
3 公債費		22,976	25	22,951
	1 公債費	22,976	25	22,951
歳 出	合 計	86,940	234	86,706

第2表 地方債補正

1 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水整備事業	16,000	普通貸借又は証券発行	(各事業共通) 5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えすることができる。	15,800	同左	同左	同左
公営企業法適用事業	1,800				1,600			
合計	17,800							

歳入

(款) 1 使用料及び手数料 (項) 1 使用料 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1排水処理施設使用料	17,385	675	16,710	1現年賦課分	675	1 排水処理施設使用料 675
計	17,385	675	16,710			

(款) 3 繰入金 (項) 2 他会計繰入金

1一般会計繰入金	50,201	27	50,228	1一般会計繰入金	27	1 一般会計繰入金 27
計	50,201	27	50,228			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

1繰越金	687	814	1,501	1繰越金	814	1 繰越金 814
計	687	814	1,501			

(款) 5 町債 (項) 1 町債

1農業集落排水整備事業債	16,000	200	15,800	1農業集落排水整備事業債	200	1 農業集落排水整備事業債 200
2公営企業法適用事業債	1,800	200	1,600	1公営企業法適用事業債	200	1 公営企業法適用事業債 200

(款) 5 町 債		(項) 1 町 債			(単位：千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	17,800	400	17,400			

歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1一般管理費	2,566	209	2,357		200	9		12 委託料	209	農業集落排水公営企業法適用事業 209 12 委託料 209 5 公営企業会計移行業務委託料
計	2,566	209	2,357		200	9				

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

2利 子	2,858	25	2,833			36	61	22 償還金利子及び割引料	25	起債利子償還事務事業（農集） 25 22 償還金利子及び割引料 25 1 起債償還利子 25
						36				
計	22,976	25	22,951			36	61			